|  |
| --- |
| **２５０４．一括搬入確認登録** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＢＩＬ | 一括搬入確認登録呼出し |
| ＢＩＬ０１ | 一括搬入確認登録 |

１．業務概要

搬入伝票またはＬＤＲ単位に搬入を行う。

（１）「一括搬入確認登録呼出し（ＢＩＬ）」業務の場合

（Ａ）呼出し処理の場合

搬入伝票またはＬＤＲが作成されている場合に搬入伝票番号またはＬＤＲ番号を入力することにより輸出貨物情報の呼出しを行う。

（Ｂ）簡易処理の場合

①輸出貨物情報の呼出しを行わずに、入力された搬入伝票番号またはＬＤＲ番号から該当するすべての貨物及びＵＬＤを保税蔵置場へ搬入した旨を登録する。

②他所蔵置許可場所への搬入を行う。

③保税運送された仮陸揚貨物の搬入を行う。

④搬入時申告を行う旨が登録されている輸出貨物情報については、本業務を契機に輸出申告等が自動起動する。

⑤輸出申告等（特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告を除く）が行われている輸出貨物情報については、本業務を契機に輸出申告搬入後処理を自動起動する。

（２）「一括搬入確認登録（ＢＩＬ０１）」業務の場合

①入力された貨物を保税蔵置場へ搬入した旨を登録する。

②他所蔵置許可場所への搬入を行う。

③保税運送された仮陸揚貨物の搬入を行う。

④搬入時申告を行う旨が登録されている輸出貨物情報については本業務を契機に輸出申告等が自動起動する。

⑤輸出申告等（特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告を除く）が行われている輸出貨物情報については、本業務を契機に輸出申告搬入後処理を自動起動する。

２．入力者

航空会社、航空貨物代理店\*1、通関業\*1、機用品業\*1、混載業\*1、保税蔵置場

（＊１）他所蔵置場所への搬入のみ可能

３．制限事項

（１）簡易処理の旨の入力がされた場合

①搬入伝票番号が入力された場合、１回で処理可能なＡＷＢ件数は最大５０件とする。

②ＬＤＲ番号が入力された場合、１回で処理可能なＡＷＢ件数はＭＡＷＢを含めて最大１００５０件（ＵＬＤ１件、ＭＡＷＢ５０件、ＡＷＢまたはＨＡＷＢ９９９９件）とする。

③１件の輸出貨物情報として登録できる搬入単位は、本業務によるものか否かに関わらず、最大４０件とする。

（２）簡易処理の旨の入力がされていない場合

①１回の呼出しまたは登録処理可能なＡＷＢ件数は最大１６件とする。

②１件の輸出貨物情報として登録できる搬入単位は、本業務によるものか否かに関わらず、最大４０件とする。

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②他所蔵置場所への搬入の場合は、他所蔵置許可申請の申請者であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）ＬＤＲ・搬入伝票情報ＤＢチェック

（Ａ）入力された搬入伝票番号またはＬＤＲ番号が搬入伝票情報の場合

①搬入伝票番号が搬入伝票情報ＤＢに存在すること。

②搬入確認（一括搬入対象外の旨の登録を含む）を行っていない貨物があること。

③簡易処理表示に「Ｆ」（強制処理）あるいは、搬入識別に「Ｒ」（リカバリー処理）が入力された場合は、内部処理中の旨が登録されていること。

④「航空会社向け貨物引渡し登録（輸出保税）（ＲＶＡ０１）」業務等で作成されたＬＤＲでないこと。

（Ｂ）入力された搬入伝票番号／ＬＤＲ番号がＬＤＲ情報の場合

①ＬＤＲ番号がＬＤＲ情報ＤＢに存在すること。

②ＵＬＤ詰めで搬出された貨物が登録されている場合は、簡易処理の旨が入力されていること。

③ＡＷＢ、ＨＡＷＢ、ＭＡＷＢ、未ラベルまたはＵＬＤであること。

④搬入確認（一括搬入対象外の旨の登録を含む）を行っていない貨物またはＵＬＤがあること。

⑤「航空会社向け貨物引渡し登録（輸出保税）（ＲＶＡ０１）」業務等で作成されたＬＤＲでないこと。

⑥簡易処理表示に「Ｆ」（強制処理）あるいは、搬入識別に「Ｒ」（リカバリー処理）が入力された場合は、内部処理中の旨が登録されていること。

（４）輸出貨物情報ＤＢチェック

（Ａ）「ＡＷＢ番号」欄にＡＷＢ、ＭＡＷＢ、ＨＡＷＢまたは未ラベルが入力された場合は、輸出貨物情報ＤＢに存在すること。

（Ｂ）入力された搬入伝票番号／ＬＤＲ番号との関連付けが登録されていること。

（Ｃ）搬入伝票情報またはＬＤＲ情報に他所蔵置場所への搬入の旨が登録されている場合は、  
「他所蔵置許可申請（ＴＺＣ）」業務または「許可・承認等情報登録（輸出保税）（ＰＡＨ）」業務により他所蔵置許可となっていること。

（Ｄ）特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告が行われ、輸出許可済となった貨物に対して搬入を行う場合は、以下のチェックを行う。

①車上通関扱いの旨が登録されている場合は、車上通関表示の入力が「Ｓ：車上通関」であること。

②車上通関扱いの旨が登録されていない場合は、車上通関表示の入力が「Ｓ：車上通関」でないこと。

（５）ＵＬＤ情報ＤＢチェック

（Ａ）ＬＤＲ情報に登録されているＵＬＤ番号がＵＬＤ情報ＤＢに存在すること。

（Ｂ）「搬出確認登録（ＵＬＤ単位）（ＥＸＵ）」業務により搬入伝票番号／ＬＤＲ番号との関連付けが登録されていること。

５．処理内容

（１）ＢＩＬ業務の場合

（Ａ）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。（詳細については後述の特記事項を参照。）

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（Ｂ）輸出貨物情報抽出処理

（ａ）搬入伝票番号が入力された場合

入力された搬入伝票番号に対して、搬入伝票情報ＤＢ及び輸出貨物情報ＤＢから搬入すべき輸出貨物情報を抽出する。

（ｂ）ＬＤＲ番号が入力された場合

入力されたＬＤＲ番号に対して、ＬＤＲ情報ＤＢ及び輸出貨物情報ＤＢから搬入すべき輸出貨物情報を抽出する。

（Ｃ）簡易処理表示に「Ｙ」（簡易処理）、「Ｏ」（時間外搬入簡易処理）または「Ｆ」（強制処理）の入力がされた場合

（ａ）搬入伝票情報ＤＢ処理

搬入伝票番号が入力された場合は搬入伝票情報に搬入確認実施済の旨を登録する。

（ｂ）ＬＤＲ情報ＤＢ処理

ＬＤＲ番号が入力された場合はＬＤＲ情報に搬入確認実施済の旨を登録する。

（ｃ）ＵＬＤ情報ＤＢ処理

ＬＤＲ番号が入力された場合はＵＬＤ情報に搬入確認情報を登録する。

（ｄ）輸出貨物情報ＤＢ処理

ＡＷＢ番号に対する輸出貨物情報に搬入確認した旨を登録する。

（ｅ）保税運送申告ＤＢ処理

積戻し貨物及び仮陸揚貨物で、搬入保留の旨が入力されなかったＡＷＢ情報について搬入確認の旨を登録する。

（ｆ）輸出申告等自動起動処理

詳細は「輸出申告（ＥＤＣ）」業務を参照。

（ｇ）輸出申告搬入後処理自動起動

詳細は「輸出申告搬入後処理（ＣＥＷ）」業務を参照。

なお、以下の条件をすべて満たす場合は、輸出申告搬入後処理を多重処理＊２で起動し、条件を満たさない場合は、直列処理＊３で起動する。

・混載仕立て済でない。

・分割搬入でない。

（＊２）システムで予め設定されている範囲で、複数件の業務を同時に並行処理するため、複数件を同時に起動する。

（＊３）同時並行処理とならないよう、１件ずつ順次起動する。

（Ｄ）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（Ｅ）注意喚起メッセージ出力処理

①登録を行うには再送信が必要である旨を注意喚起メッセージとして出力する。

②抽出条件に対する対象データが残存する場合は、その旨を注意喚起メッセージとして出力する。

③内部処理を実施している旨を注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

④総個数、総重量、仕向地及び積込港について、「ＡＷＢ情報登録（輸出）（ＡＢＳ０１）」業務により輸出貨物情報ＤＢに登録されたＡＷＢ情報と輸出貨物情報が同一でない場合、または、ＡＷＢ情報が未登録の場合は、その旨を注意喚起メッセージとして出力する。

（２）ＢＩＬ０１業務の場合

（Ａ）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（Ｂ）搬入伝票情報ＤＢ処理

搬入伝票番号が入力された場合に以下の処理を行う。

（ａ）処理識別がスペース（搬入確認）の場合

搬入伝票情報に搬入確認実施済の旨を登録する。

（ｂ）処理識別が「Ｘ」（一括搬入処理対象外）の場合

搬入伝票情報に当該業務での搬入の処理対象外とした旨を登録する。

（Ｃ）ＬＤＲ情報ＤＢ処理

ＬＤＲ番号が入力された場合に以下の処理を行う。

（ａ）処理識別がスペース（搬入確認）の場合

ＬＤＲ情報に搬入確認実施済の旨を登録する。

（ｂ）処理識別が「Ｘ」（一括搬入処理対象外）の場合

ＬＤＲ情報に当該業務での搬入の処理対象外とした旨を登録する。

（Ｄ）ＵＬＤ情報ＤＢ処理

ＵＬＤ情報ＤＢに搬入確認情報を登録する。

（Ｅ）輸出貨物情報ＤＢ処理

（ａ）処理識別がスペース（搬入確認）の場合

ＡＷＢ番号に対する輸出貨物情報に搬入確認した旨を登録する。

（ｂ）処理識別が「Ｘ」（一括搬入処理対象外）の場合

当該ＡＷＢ番号に対する輸出貨物情報に本業務で対象外とし、  
「個別搬入確認登録（一般）（ＢＩＩ０１）」業務で搬入する旨を登録する。

以後、当該貨物の搬入は、ＢＩＩ０１業務で行うこととなる。

（ｃ）処理識別が「Ｐ」（搬入保留）または「＊」（搬入不能）の場合

輸出貨物情報ＤＢの更新は行わない。

（Ｆ）保税運送申告ＤＢ処理

搬入保留の旨が入力されなかったＡＷＢ情報について搬入確認の旨を登録する。

（Ｇ）輸出申告等自動起動処理

詳細は「輸出申告（ＥＤＣ）」業務を参照。

（Ｈ）輸出申告搬入後処理自動起動

詳細は「輸出申告搬入後処理（ＣＥＷ）」業務を参照。

なお、以下の条件をすべて満たす場合は、輸出申告搬入後処理を多重処理＊２で起動し、条件を満たさない場合は、直列処理＊３で起動する。

・混載仕立て済でない。

・分割搬入でない。

（Ｉ）輸出貨物情報抽出処理

抽出対象となる貨物情報が搬入伝票またはＬＤＲ情報ＤＢに残存する場合は輸出貨物情報抽出処理を行う。

（Ｊ）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（Ｋ）注意喚起メッセージ出力処理

①抽出条件に対する対象データが残存する場合は、その旨を注意喚起メッセージとして出力する。

②登録を行うには再送信が必要である旨を注意喚起メッセージとして出力する。

③総個数、総重量、仕向地及び積込港について、「ＡＷＢ情報登録（輸出）（ＡＢＳ０１）」業務により輸出貨物情報ＤＢに登録されたＡＷＢ情報と輸出貨物情報が同一でない場合、または、ＡＷＢ情報が未登録の場合は、その旨を注意喚起メッセージとして出力する。

６．出力情報

（１）ＢＩＬ業務の場合

| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| --- | --- | --- |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 一括搬入確認登録呼出し結果情報 | 簡易処理を行う旨の入力が行われなかった場合 | 入力者 |
| エラー通知情報（搬入確認） | 簡易処理で内部エラーが発生した場合 | 入力者 |
| 搬入状況通知情報（輸出） | 簡易処理を行う旨の入力が行われ、かつ差止めの旨が登録されている貨物を搬入した場合 | 蔵置場所の管轄税関  （保税担当部門） |
| 入力者 |
| 保税関係確認情報 | 簡易処理を行う旨の入力が行われ、かつ搬入確認する貨物に特殊貨物記号が登録された場合 | 蔵置場所の管轄税関  （保税担当部門） |
| 他所蔵置搬入確認情報（輸出） | 簡易処理を行う旨の入力が行われ、かつ搬入伝票またはＬＤＲ情報に他所蔵置場所への搬入の旨が登録されている場合 | 他所蔵置場所の管轄税関  （保税担当部門） |

（２）ＢＩＬ０１業務の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 一括搬入確認登録呼出し結果情報 | 輸出貨物情報の抽出処理がされた後も、処理データが残存する場合 | 入力者 |
| 一括搬入確認登録結果情報 | 処理データが残存しない場合 | 入力者 |
| 搬入状況通知情報（輸出） | 以下のいずれかの条件を満たすとき、出力する  （１）事故貨物の旨が入力された  （２）差止めの旨が登録されている貨物を搬入した | 蔵置場所の管轄税関  （保税担当部門） |
| 入力者 |
| 保税関係確認情報 | 搬入確認する貨物に特殊貨物記号が登録されている場合 | 蔵置場所の管轄税関  （保税担当部門） |
| 他所蔵置搬入確認情報（輸出） | 搬入伝票またはＬＤＲ情報に他所蔵置場所への搬入の旨が登録されている場合 | 他所蔵置場所の管轄税関  （保税担当部門） |

７．特記事項

（１）一括搬入処理対象外の旨を入力した場合は、当該貨物の搬入確認についてはＢＩＩ０１業務で対処する。なお、システムによる保税運送の搬入の場合は、一括搬入処理対象外の旨の入力は不可とする。

（２）簡易処理の旨の入力がされた場合、入力条件のうち単項目チェックおよび搬入伝票・ＬＤＲ情報ＤＢチェックのみを実施し、処理結果コード「０００００－００００－００００」を出力の後、ＡＷＢ番号単位に処理を分割し内部処理を行う。

内部処理では、前述の入力条件および処理内容に記述している処理を行い、エラーとなった場合は、エラー通知情報（搬入確認）を出力し内部処理を終了する。

（３）本業務に入力される項目（品名、仕向地、積込港、総個数、総重量）については、別紙Ｌ０２「共通項目（航空輸出貨物情報）の登録優先順位」に従って輸出貨物情報ＤＢに登録または更新する。

（４）システム不参加展示場、特定輸出申告における自社施設または特定委託輸出申告におけるバスケット保税地域に搬入する貨物については、本業務の入力対象外とする。